

副本

平成28年(ワ)第289号, 平成28年(ワ)第902号, 平成29年(ワ)
第1281号

原 告 [REDACTED] 外
被 告 四国電力株式会社

平成30年3月15日

準備書面(7)

広島地方裁判所民事第2部 御中

被告訴訟代理人弁護士 田代 健

同弁護士 松繁 明

同弁護士 川本 賢 一

同弁護士 水野 絵里奈

同弁護士 福田 浩

同弁護士 井家武男

目 次

第 1 本件 3 号機に係る外部人為事象への対応	1
1 外部人為事象（故意によるものを除く。）に対する設計上の考慮	1
(1) 航空機落下に係る検討方針	2
(2) 航空機落下確率の評価	2
(3) 航空機落下確率の評価の保守性	4
(4) 発電所敷地内への航空機落下による火災への対応	5
2 外部人為事象（故意によるもの。）に対する設計上の考慮	6
(1) 設置許可基準規則を踏まえた対策	7
(2) 重大事故等防止技術的能力基準を踏まえた対策	8
ア 手順書の整備	9
イ 教育、訓練の実施	9
ウ 体制の整備	10
エ 設備及び資機材の整備	10
(3) 国民保護法等を踏まえた対策	11
第 2 原告らの主張に対する反論	11
1 外部人為事象（故意によるものを除く。）に対する設計上の考慮	11
(1) 航空機落下確率評価基準	11
(2) 外部火災評価	14
2 外部人為事象（故意によるもの。）に対する設計上の考慮	15
(1) テロ行為への対応	15
(2) ミサイル攻撃の危険性	16
3 特定重大事故等対処施設	18
第 3 まとめ	21

原告らは、原告ら準備書面（14）において、外部人為事象発生時における本件3号機への影響評価の問題点等について主張する。そこで、本書面では、第1において被告が外部人為事象の評価を適切に行い、外部人為事象に対する安全性を確保していることについて述べた上で、第2において原告らの主張に対する反論を行う。

第1 本件3号機に係る外部人為事象への対応

1 外部人為事象（故意によるものを除く。）に対する設計上の考慮

原子力発電所の安全を確保する上では、外部事象によってその安全性が損なわれないようにしなければならないところ、想定すべき外部事象としては、地震、津波等の自然現象のほか、人為によるもの（飛来物、ダムの崩壊、近隣工場等の火災等）が考えられる。

そこで、被告は、本件発電所敷地又はその周辺において想定される外部事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）として、敷地及び敷地周辺の状況を踏まえ、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害を選定し、本件3号機について上記の各事象に対する防護設計を行う必要があるか否かについて検討を行った（乙13（8-1-478～8-1-483頁）、乙16（80～81頁））。

以下では、原告らがその評価に問題があると主張する航空機落下について論じる。

(1) 航空機落下に係る検討方針

原子炉施設への航空機落下に対する防護設計の要否を検討するにあたっては、設置許可基準規則解釈¹6条8項（乙67（14頁））において引用されている「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定），乙198）（以下「航空機落下確率評価基準」という。）等に基づき、航空機落下確率が 10^{-7} 回／炉・年を超えるか否かを基準として判断することとした。

(2) 航空機落下確率の評価

被告は、日本国内における過去の航空機落下事故の実績を基に、落下事故をいくつかのカテゴリに分類し、そのカテゴリごとに落下確率を求めることとした。このようなカテゴリの分類を行うのは、民間航空機と自衛隊機又は米軍機とでは、落下事故の発生状況等が必ずしも同一ではないと考えられることなどを踏まえたものである。被告が選定した航空機落下事故のカテゴリの分類を表1に示す。

¹ 正式には、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」という。

表1 被告が選定した航空機落下事故のカテゴリ

1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故	① 飛行場での離着陸時における落下事故*
	② 航空路を巡航中の落下事故
2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故	
3) 自衛隊機又は米軍機の落下事故	① 訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故
	② 基地－訓練空域間往復時の落下事故

* 本件発電所は、滑走路方向に対して±60°扇形区域から外れているため、「①飛行場での離着陸時における落下事故」は評価対象外とする。

そして、被告は、これらの分類を踏まえて、上記各カテゴリの航空機落下事故が発生する確率を航空機落下確率評価基準に定められた手法に従って算定した。

その結果は表2のとおりであり、各カテゴリの航空機落下確率の総和（合計）は、約 6.5×10^{-8} 回／炉・年となった。そして、これは、防護設計の要否判断の基準である 10^{-7} 回／炉・年を超えない確率であるため、被告は、本件3号機においては航空機落下に対する防護について設計上考慮する必要がないと判断した（乙13(8-1-479頁)）。

表2 航空機落下事故のカテゴリごとの落下確率

1) 計器飛行方式民間航空機の落下事故	① 飛行場での離着陸時における落下事故	(評価対象外)
	② 航空路を巡航中の落下事故	9.41×10^{-10}
2) 有視界飛行方式民間航空機の落下事故		1.45×10^{-8}
3) 自衛隊機又は米軍機の落下事故	① 訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故	2.43×10^{-8}
	② 基地－訓練空域間往復時の落下事故	2.43×10^{-8}
合 計		約 6.5×10^{-8}

(3) 航空機落下確率の評価の保守性

民間航空機については、原子炉施設付近の上空の飛行をできる限り避けるよう、国から関係各所に通達がなされるとともに、原子炉施設の上空については航空法81条に基づく最低安全高度以下の高度での飛行に係る国土交通大臣の許可が与えられることとなっている。また、航空法73条の2に基づき、機長は出発前に航空情報を確認しなければならないこととなっている。当該航空情報は航空路誌に記載されるが、この航空路誌には、原子炉施設の場所及びその概要が含まれており、原子炉施設付近上空の飛行をできる限り避けるよう周知徹底が図られている。

さらに、航空法75条に基づき、機長は地上又は水上の人又は物件に対する危機の防止に必要な手段を尽くさなければならないこととなっている。一方、原子炉施設には灯火が設置され、視認性の向上が図られている（乙198（解説-2～3頁）、乙199）。

こうしたことなどから、民間航空機が原子炉施設に落下する可能性は他の地域に比べて十分低いと考えられるものの、上記の落下確率の算定にあたってはこのような事情を考慮していない。

また、自衛隊機及び米軍機についても、自衛隊機の訓練空域が原子炉施設の上空に存在する場合には飛行規制が取られていること、米軍機の原子炉施設上空の飛行規制に係る協力要請を行っており「安全かつ実際的な形で回避」する旨の回答を得ていること（乙200）などから、自衛隊機又は米軍機が原子炉施設に落下する確率は十分低いと考えられるが、このような事情についても上記の落下確率の算定にあたっては考慮していない。

したがって、上記(2)で述べた本件3号機における航空機落下確率は、実際の航空機落下確率と比べて、保守性を有している（乙198（解説－8～9頁））。

(4) 発電所敷地内への航空機落下による火災への対応

上記(2)で述べたとおり、本件3号機における航空機落下確率は 10^{-7} 回／炉・年を超えることがなく、すなわち、本件3号機の評価対象施設に航空機が落下することを設計上考慮する必要はないものの、外部火災の評価では、評価対象施設から一定程度離れた地点（落下確率が 10^{-7} 回／炉・年以上となる範囲）に航空機が落下した場合に発生する火災により本件3号機の安全性が損なわれることがないかを確認するものである。なお、原告らは、「原発敷地外の航空機墜落による火災に限り、「外部火災環境評価ガイド」において検討されることになった」（原告ら準備書面（14）8頁）と述べるが、航空機落下による火災について、発電所敷地内に航空機落下が想定される場合には、その発火点は敷地内と

するとされているのであって（甲D 4（3頁）），原告らの理解は誤りである。

この点，被告は，「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（甲D 4）を踏まえ，航空機落下事故の発生状況や機種による飛行形態の違いに関する最新の知見を基に，航空機を種類別に分類し，その種類ごとに燃料積載量が最大の航空機を選定している。また，その航空機ごとの落下確率に関する知見を基に，敷地内において航空機落下確率が 10^{-7} 回／炉・年以上となる区域を，選定された航空機ごとに特定し，その中で本件3号機の安全施設から最も近い場所に航空機が落下し，搭載された全燃料が発火した場合の火災を想定している。なお，落下実績がない航空機については，保守的に落下実績を0.5回としている。その上で，選定された航空機ごとの燃料積載量と落下地点から本件3号機の安全施設までの距離を基に，輻射強度²が最大となる航空機の種類を特定し，その落下による火災を想定している。

上記の発電所敷地内への航空機落下による火災の想定に基づき，被告は，火災が発生してから燃料が燃え尽きるまでの間，安全施設に係る外壁等の温度が許容値以下となるよう設計することで，本件3号機の安全機能が損なわれないようにしている（乙13（8-1-373～8-1-376頁），乙16（75～77頁））。

2 外部人為事象（故意によるもの。）に対する設計上の考慮

被告は，以下のとおり，原子炉等規制法³，国民保護法⁴等を踏まえて，本件3号機に係る故意による外部人為事象への対応を講じている。

² エネルギーの輻射源からある方向に輻射された単位立法角あたりの仕事率（単位時間あたりのエネルギー）を表す物理量のこと。

³ 正式には，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」という。

⁴ 正式には，「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」という。

(1) 設置許可基準規則を踏まえた対策

原子炉等規制法第43条の3の6第1項4号を受けて定められた設置許可基準規則は、原子炉施設への人の不法な侵入、爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること、及び不正アクセス行為を防止するための設備を設けることを要求しており（設置許可基準規則7条）、不正アクセス行為には、サイバーテロへの対策も含まれるとしている（乙67（15頁））。また、同規則は、可搬型重大事故等対処設備について、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で常設重大事故等対処設備⁵と異なる保管場所に保管することを要求している（設置許可基準規則43条3項5号）。

これらを踏まえ、被告は、安全上重要な設備を含む区域を設定し、その区域を人の容易な侵入を防止するための柵、鉄筋コンクリート造の壁等の障壁によって防護した上で、巡回、監視等を行うことにより、接近管理及び出入管理を適切に行うとともに、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視している。さらに、防護された区域の内部においても、施錠管理により、原子炉施設等の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止している。また、本件発電所に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷する恐れがある物件を持ち込むこと（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、持込み点検を実施するとともに、サイバーテロを含む不正アクセス行為

⁵ 可搬型重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備については答弁書表13（20頁）参照

を防止するため、原子炉施設等の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないよう、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断している。

また、被告は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮し、屋内の可搬型重大事故等対処設備について、可能な限り常設重大事故防止設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管している。さらに、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち水又は電力を供給するための注水設備及び電源設備は必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、それ以外のものは必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、それぞれ原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備⁶等から100mの離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管している。加えて、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備からも、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保して保管している。

(以上、乙13(8-1-484~8-1-485頁、8-1-595~8-1-598頁)、乙16(82~83頁、276~278頁))。

(2) 重大事故等防止技術的能力基準⁷を踏まえた対策

原子炉等規制法43条の3の6第1項3号は、原子力発電所を設置す

⁶ 設計基準事故に対処するための安全機能を有する設備（設置許可基準規則2条2項13号）

⁷ 正式には、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」という。

る者が重大事故等対策に係る技術的能力を有していることを求めており、具体的には、原子力規制委員会が定める重大事故等防止技術的能力基準において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合における体制の整備に関し、手順書の整備、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材の整備が要求されている（重大事故等防止技術的能力基準2.1）。

これを踏まえ、被告は、以下のとおり大規模な損壊が生じた場合における体制の整備を行っている（乙13（10-5-36～10-5-102頁）、乙16（422～427頁））。

ア 手順書の整備

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊の発生時には、施設の損壊状況等の迅速な把握を試みるとともに断片的に得られる情報、確保できる人員及び使用可能な設備により、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考えた対応を行うこととし、重大事故等対策において整備する手順等に加えて、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした多様性及び柔軟性を持たせた手順等を整備している。

イ 教育、訓練の実施

大規模損壊への対応のための発電所災害対策要員（協力会社含む。）への教育及び訓練については、重大事故等対策にて実施する教育及び訓練に加え、大規模損壊時に対応する手順及び事故対応用の資機材等の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施している。具体的には、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定

して原子力防災管理者及び連絡責任者への個別の教育及び訓練を実施するとともに、発電所災害対策要員が、それぞれに割り当てられた役割に応じた対応だけでなく、本来の役割とは異なる作業等についても流動性をもって対応できるよう、発電所災害対策要員に対する教育及び訓練の充実を図っている。

ウ 体制の整備

大規模損壊発生時の体制については、通常の原子力防災体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる場合にも流動性を持って大規模損壊発生時の対応手順に従った活動を行うことができるよう、夜間・休日の人員確保や他号機の運転員による応援態勢を考慮して体制を整備している。発電所災害対策本部要員等が活動を行うにあたっての拠点は、剛構造の緊急時対策所を基本としつつ、発電所災害対策要員に対し必要な指揮命令ができる通信連絡設備を配備している総合事務所棟（免震構造）も状況に応じて活用することとしている。

また、大規模損壊発生時における発電所外部からの支援体制として、災害対策本部（松山、高松）が速やかに確立できるよう体制を整備するとともに、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられるよう体制を整備している。さらに、協力会社から現場作業や資機材輸送等に係る要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーによる技術的支援を受けられる体制も構築している。

エ 設備及び資機材の整備

大規模損壊発生時の対応手順に従って活動を行うために必要な可搬型重大事故等対処設備は、共通要因による損傷を防止することができ

るよう、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に外部事象の影響を受けにくい場所に保管するとともに、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないよう、可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して、複数箇所に分散して配置している。

また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム発生時の対応に必要な資機材は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上離隔距離を確保した場所に分散して配備することとし、①消火活動を実施するために着用する防護具、消火薬剤、可搬型泡放水砲等、②高線量の環境下において事故対応を行うための高線量対応防護服等、③指揮者と現場間、発電所外等との連絡のための多様な通信機器等を配備している。

(3) 国民保護法等を踏まえた対策

ミサイル攻撃等の大規模なテロ攻撃に対しては、国民保護法等に基づき、緊急対処事態として国が対策本部を設置し、原子力災害への対処、放射性物質による汚染への対処等にあたり、被告を含む原子力事業者は、国と連携してこれに対処することとしている。

第2 原告らの主張に対する反論

1 外部人為事象（故意によるものを除く。）に対する設計上の考慮

(1) 航空機落下確率評価基準

上記第1の1(1)で述べたとおり、被告は、本件3号機における航空機落下確率を算定するにあたり、航空機落下確率評価基準等に基づいた評価を実施しているところであるが、原告らは、同基準について、「結局のところ、航空機事故に目を瞑って良いとした基準であると言わざるを

得ないのである」（原告ら準備書面（14）5頁）などと主張する。

しかしながら、航空機落下確率評価基準は、航空機落下を設計上考慮する必要があるか否かを検討するにあたって航空機落下の確率を評価する手法を示したものであり、原告ら自身も述べているとおり、評価の結果として「確率が低ければ」（設計上無視しうる程度であれば）航空機落下を設計上考慮する必要がないとしたものであって、無条件に「航空機落下事故に目を瞑って良い」とするものではない。したがって、原告らの主張は理由がない。

また、原告らは、航空機落下の例を列挙し、本件3号機における航空機落下確率について、「天文学的な数字」であり、「現実に即さない根拠の無い数字を積み重ねた確率計算をしているからである」（原告ら準備書面（14）11～16頁）と述べた上で、航空機落下確率評価基準が示す航空機落下確率の算定手法について、「ひたすら確率を下げる仕組みとなっている」（原告ら準備書面（14）16～17頁）として、あたかも評価対象とする落下事故に関して不当な限定をしているかのように主張する。

しかしながら、原告らが「ひたすら確率を下げる仕組み」として挙げる内容は、例えば、自衛隊基地内、米軍基地内又は民間飛行場内の事故は、原子力発電所への航空機落下の原因となりえないものであること、運航の頻度、回数、経路等の実態に照らして、航空機落下確率の算定にあたり評価対象外とすることに十分な理由を有するものであること、また、事故事例等の集計期間を長くとって、現在、運航されていない古い世代の航空機を対象としても現実的ではないものであることなど、いずれも原子力発電所における航空機落下確率を算定する上で合理的と考え

られる限定を行っているものに過ぎない(乙198(解説-5~13頁))。ちなみに、原告らは、民間航空機、自衛隊機及び米軍機の落下事故の全国平均値を用いることについても落下確率を下げる要因となるかのように主張するが、上記第1の1(3)で述べたとおり、飛行規制等がなされた原子力発電所に航空機が落下する可能性は他の地域に比べて十分低いと考えられるため、むしろ、全国平均値を用いることによって保守的な評価（落下確率を実際よりも高く算定する評価）となるのである。したがって、原告らの主張は理由がない。

上記に加えて、原告らは、航空機落下確率の計算にあたり、平成14年（平成21年改正）評価基準を用いていることについて、「発生確率を極めて低く算定するための基準の数字を前提として、墜落地点を求めている点で大いに問題があり」り、「基準自体の合理性が乏しい以上、それに基づく安全性が担保されているとは言い得ない」（原告ら準備書面（14）18頁）とも主張する。

しかしながら、同基準は、各専門分野の学識経験者の有する最新の専門的技術的知見を集約して制定された新規制基準に採用されたものであり、現在の科学技術水準を踏まえた合理的なものであるといえる。また、同基準による本件3号機への航空機落下確率は、上記第1の1(3)で述べたとおり、実際の航空機落下確率と比べて、保守性を有している。加えて、米国、フランス、ドイツ及びイギリスにおける航空機落下事故の基準では、「原子炉施設への航空機の落下により放射性物質の大規模放出をもたらす事象の発生確率が 10^{-7} 回／炉・年より小さければ、航空機落下に対する設計上の考慮を必要としない」とされているのに対して、平成14年（平成21年改正）評価基準（航空機落下確率評価基準）に

においては、原子炉施設への航空機落下の発生確率を「想定される外部人並み事象」として設計上考慮するか否かを判断するための判断基準値として 10^{-7} 回／炉・年を設定しており、諸外国の判断基準と比べても十分な保守性を有したものとなっている（乙198（解説－3～5頁））。したがって、この点においても原告らの主張は理由がない。

(2) 外部火災評価

上記第1の1(4)で述べたとおり、被告は、本件3号機における航空機落下確率が 10^{-7} 回／炉・年を超えることがなく、本件3号機の評価対象施設には航空機が落下することを設計上考慮する必要はないところ、外部火災評価をするにあたり、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」に基づき、敷地内への航空機落下を想定し評価を実施しているところである。一方、原告らは、同ガイドについて、「敷地外に航空機が落下する場合の火災を考慮する基準に過ぎ」ず、「原発敷地内に航空機が落下した場合、それでも放射性物質が放出されないという安全性は新規制基準では何ら担保されていない」（原告ら準備書面（14）17～18頁）などと主張する。しかしながら、同ガイドの附属書C「原子力発電所の敷地内への航空機墜落による火災の影響評価について」では、「本評価ガイドは、発電所敷地への航空機の墜落で発生する火災に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災が発電所の敷地内で起こったとしても原子炉施設（本評価ガイドにおける「原子炉施設」は、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包するものに限る。）に影響を及ぼさないことを評価するもの」（甲D4（C-1頁））とされており、既に述べたとおり、実際に被告は、敷地内への航空機墜落を前提に影響評価を行い、本件3号機に係る安全性を確認しているのであるから、原

原告の主張は当を得ないものである。

2 外部行為事象（故意によるもの。）に対する設計上の考慮

(1) テロ行為への対応

上記第1の2で述べたとおり、被告は、安全上重要な設備を含む区域を設定し、その区域を柵、鉄筋コンクリート造の壁等の障壁によって防護した上で、巡視、監視等を行うことなどにより徹底した侵入者対策を講じており、侵入者を想定した訓練についても、警察、海上保安庁及び自衛隊と連携しつつ、定期的に実施している。また、安全確保のために枢要な設備を含む区域では、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと（ツーマンルール）としており（実用炉規則⁸9 1条2項15号、同16号等参照），内部者の不審行為に対する対策も適切に講じている。さらに、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合における体制を整備していること、ミサイル攻撃等の大規模なテロ攻撃に対して国と連携して対処することとしていること、及びサイバーテロを含む不正アクセス行為を防止する対策を適切に講じていることについても、上記第1の2で述べたとおりである。

以上のとおり、被告は、本件3号機に係るテロ対策を適切に講じていることから、テロによる本件3号機への具体的かつ現実的危険が高いと主張する原告らの主張は理由がない。

また、原告らは、「少なくとも確立された国際的な基準である作業員等の信頼性確認制度が導入されていないときは、具体的危険性を否定することはできない」（原告ら準備書面（14）21頁）と主張するが、

⁸ 正式には、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」という。

被告は、作業員等の信頼性確認制度の導入について、平成29年10月31日付けで原子力規制委員会の認可を得て（乙201），その翌日から運用を開始しており、この点においても原告らの主張は理由がない。

なお、そもそも我が国の法制上、テロリズムを含む犯罪の予防及び鎮圧は警察の責務とされており（警察法2条1項），原子力災害対策特別措置法も、3条において、原子力災害の発生の防止に関し事業者に万全の措置を講ずる責務を課す一方で、4条の2において、国は、テロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有すると規定している。このような原子力利用に関する法令の規定からすれば、原子力発電所を含む原子炉施設のテロリズムその他の犯罪行為に対する安全性の確保については、国の責務であることを基本としつつ、施設の構造及び設備並びに重大事故等対策の観点からの規制を通じて事業者にも一定の責務を課しているものと考えられ、設置許可基準規則等の定めはこれが具体化されたものであるといえる。

(2) ミサイル攻撃の危険性

原告らは、ミサイル攻撃の危険性が高まっていると主張する（原告ら準備書面（14）21～23頁）。確かに、近年、北朝鮮がミサイルの発射を繰り返しており、日本を含む周辺各国が警戒を強めていることは事実である。しかし、北朝鮮によるミサイルの発射は、いずれも具体的に日本の領土を標的とした攻撃と認められるようなものではなく、実際に北朝鮮から発射されたミサイルが日本の領土に及び、被害が発生した

事実もない。

また、日本の法制上、ミサイル等による外部からの武力攻撃に対しては「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「事態対処法」という。)及び国民保護法並びにこれらの関係法令に従って、国が主導的役割を担いつつ、関係機関と相互に連携協力して対処するものとされ、被告等の原子力発電事業者は、このような関係法令の枠組みの下で、具体的な状況に応じて、原子炉の停止その他の措置を適切に講じることが予定されている。

そして、事態対処法は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態を「武力攻撃事態」、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を「武力攻撃予測事態」と定義し、これらの事態に至ったと認められる場合、政府は対処基本方針を定めて公示・周知し、同方針においてこれらの事態に至った旨の認定を明示するものとされている(2条2号及び3号、9条1項、6項及び8項)。また、原子力規制委員会は、武力攻撃事態等(「武力攻撃事態」又は「武力攻撃予測事態」)において、緊急の必要があると認めるときは、被告に対し、本件3号機の使用停止等を命ずることができるとされている(国民保護法106条)。

しかるところ、政府は、少なくとも現時点において、「武力攻撃事態」に至ったと認定していないのはもちろん、「武力攻撃予測事態」に至ったとも認定しておらず、当然ながら、原子力規制委員会による本件3号機の使用停止命令も出されていない。

上記で述べた事情に加えて、北朝鮮によるミサイル発射問題については、日本、米国、韓国、中国等の関係各国によって解決に向けた外交努力が鋭意続けられているのは公知の事実であり、また、「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)」(乙202)56条1項は、戦時においても、「・・・原子力発電所は・・・軍事目標である場合であっても・・・攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない」と定め、日本及び北朝鮮は上記条約に加入していること(乙203(3枚目))等をも併せ考慮すると、少なくとも現時点において、日本の領土、とりわけ本件3号機が北朝鮮からミサイル攻撃を受けて被害を被る具体的危険があるとはいえず、原告らの主張は理由がない。

3 特定重大事故等対処施設

「特定重大事故等対処施設」とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムに対処するための施設であり、その重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を備えること、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他テロリズムの発生後、外部からの支援が受けられるまでの間、使用できることが求められる(設置許可基準規則42条)。

新規制基準においては、特定重大事故等対処施設とは別に、故意による大型航空機衝突等によりプラントが大規模に損壊した状況における消火活動の実施や、炉心、原子炉格納容器の損傷を緩和するための対策等が求められており(重大事故等防止技術的能力基準2.1)，被告はこれらの対

策を既に適切に講じているところではあるが（乙13（10-5-36～10-5-102頁），乙16（422～427頁）），特定重大事故等対処施設は，安全性・信頼性をさらに向上させるためのバックアップ施設となるものである。

具体的には，①原子炉内の圧力を遠隔操作で下げる「減圧操作設備」，②原子炉容器及び原子炉格納容器への「注水設備」，③原子炉格納容器の破損を防止する「原子炉格納容器過圧破損防止設備（フィルタ付ベント設備」），④上記①～③の設備を制御するための「緊急時制御室」，⑤原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備に電力を供給するための「電源設備（発電機）」等を設置することとしている。

原告らは，あたかも特定重大事故等対処施設を設置しないままに運転することが危険であるかのように主張するが（原告ら準備書面（14）23～24頁），上記のとおり，特定重大事故等対処施設は，それ以外の施設及び設備によって重大事故等対策に必要な機能を満たした上で，その安全性・信頼性をさらに向上させるためのバックアップ対策として求められているものであり，特定重大事故等対処施設がなくとも安全性が欠けることはならない。特定重大事故等対処施設の設置について，新規制基準に適合するための本体施設等に係る工事計画認可の日から5年を経過するまでの間は適用が猶予されているのもこのような理由によるものである。この点については，原子力規制委員会も，「平成25年7月に施行した新規制基準において，重大事故を起こさないための対策に加えて，大規模自然災害やテロを含めて様々な事象により万一重大事故が起きた場合の対策として必要な機能をすべて備えていることを求めています。特定重大事故等対処施設等については，新規制基準に適合するための本体施設等に係る工事

計画認可の日を起算点として、5年の経過措置期間を設けています。」（乙204）との見解を示している。したがって、原告らの主張は理由がない。

また、原告らは、具体的な施設の詳細が公開されていないことで、「十分な安全性を有しているかどうか第3者は判断することができず、特定重大事故等対処施設により安全性が担保されていると推定することもできない」とも主張する（原告ら準備書面（14）24～25頁）。しかしながら、特定重大事故等対処施設は、テロ対策設備としての性質上、セキュリティの観点からその詳細について広く一般に公開しないことは当然である。一方で、専門性を有することはもとより、国家行政組織法3条2項の規定に基づく、いわゆる3条委員会として高度の独立性が保障されている原子力規制委員会（原子力規制委員会設置法2条）が厳格な審査を行い、その安全性を確認しているのであるから、この点においても原告らの主張は理由がない。

ちなみに、原告らは、「特定重大事故等対処施設には、経過措置が設けられており、新規制基準施行後5年以内に設置することが求められて」（原告ら準備書面（14）24頁）いるとしているが、特定重大事故等対処施設の設置期限は、設置許可基準規則の附則により平成25年7月8日以後、最初に行われる工事計画認可の日から起算して5年を経過する日とされている。本件3号機については、平成28年3月23日に工事計画が認可されたことから、平成33年3月22日が特定重大事故等対処施設の設置期限となっているところ、平成29年10月4日の設置変更許可を経て（乙205），同年12月7日に工事計画の認可申請を行うなど（乙206），設置に向けた手続きを着実に進めているところであり、設置期限までの完成を予定している（乙207）。いずれにせよ、先に述べたとおり、特定

重大事故等対処施設は、それ以外の施設及び設備によって重大事故等対策に必要な機能を満たした上で、その安全性・信頼性をさらに向上させるためのバックアップ対策として求められているものであり、特定重大事故等対処施設がなくとも本件3号機に係る安全性が欠けることにはならない。

第3　まとめ

以上のとおり、被告は、本件3号機に影響を与える可能性のある外部人為事象の評価を適切に行い、外部人為事象に対する安全性を確保しており、原告ら準備書面（14）における原告らの主張はいずれも理由がない。

以上